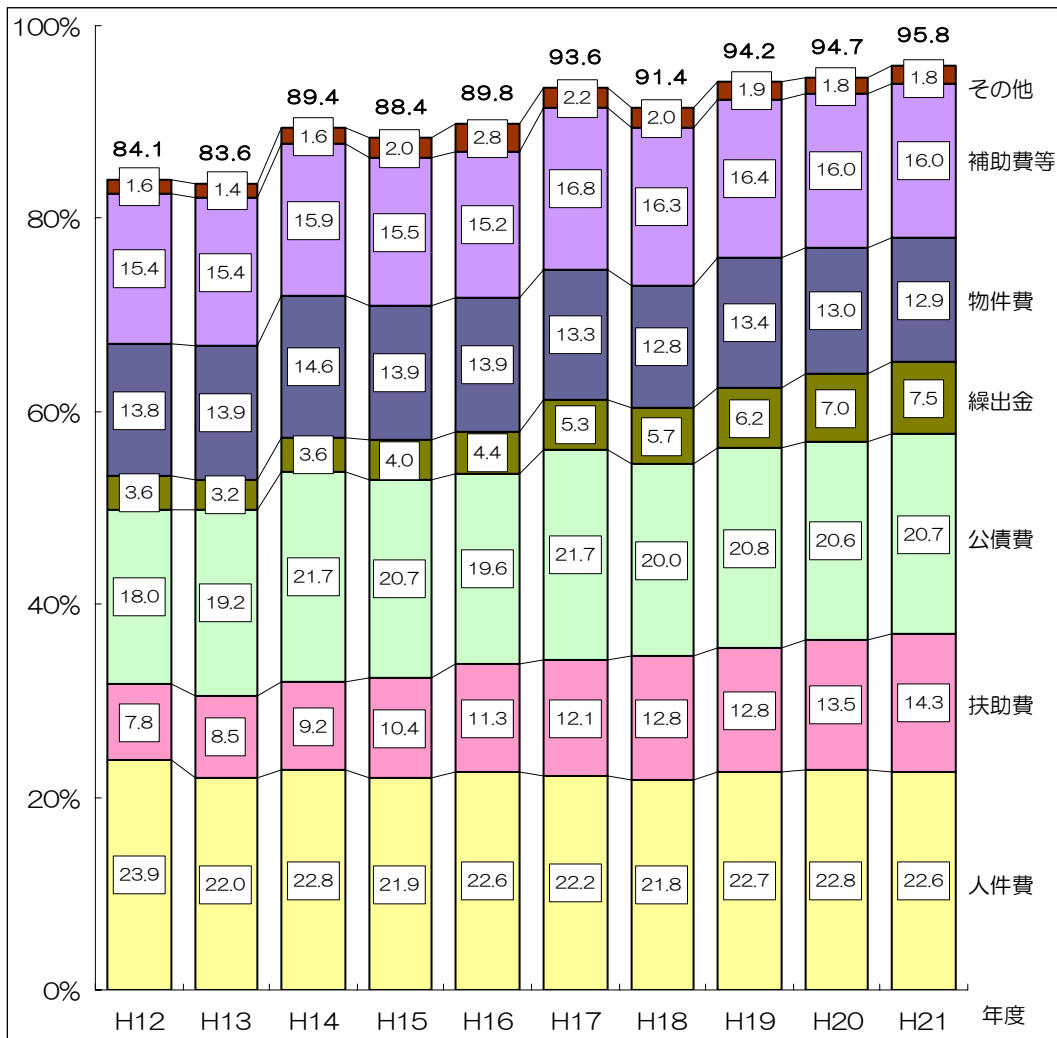


(参考)経常収支比率の状況

経常収支比率とは、**経常一般財源**(市税、普通交付税及び地方譲与税など、経常的な収入で、その用途が限定されていないもの)に占める、**市が毎年、固定的に支出する経常的な経費に充当する割合**を表しており、この値が高くなるにしたがって財政構造の弾力性が低くなっていくといわれています。

本市の経常収支比率は、平成16年度までは80%台で推移していましたが、平成17年度以降は90%台に上昇しました。**平成21年度**は、扶助費などに充当する経常的な経費が増加した一方で、市税収入や地方譲与税の減により経常一般財源等が減少したことなどから、**95.8%**となっています。



(注)平成21年度の算出式は以下のとおりです。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源(市税+普通交付税+地方譲与税+県税交付金等)} + \text{臨時財政対策債+減収補てん債特例分}} \times 100(\%)$$

(参考)主な財政指標の他都市比較

主な財政指標を他の政令指定都市と比較してみると、次のようになります。

都 市 名	経常収支比率		財政力指数	
横 浜 市	95.8 %	(7)	1.01	(6)
札 幌 市	99.8 %	(17)	0.70	(19)
仙 台 市	97.4 %	(12)	0.86	(10)
さ い た ま 市	89.9 %	(3)	1.04	(4)
千 葉 市	99.2 %	(16)	1.02	(5)
川 崎 市	96.4 %	(9)	1.10	(1)
相 模 原 市	96.9 %	(11)	1.06	(3)
新 潟 市	89.5 %	(2)	0.71	(17)
静 岡 市	90.9 %	(5)	0.92	(8)
浜 松 市	89.2 %	(1)	0.91	(9)
名 古 屋 市	98.1 %	(15)	1.06	(2)
京 都 市	95.9 %	(8)	0.76	(15)
大 阪 市	100.2 %	(19)	0.96	(7)
堺 市	96.8 %	(10)	0.82	(12)
神 戸 市	97.9 %	(13)	0.73	(16)
岡 山 市	90.5 %	(4)	0.77	(14)
広 島 市	97.9 %	(13)	0.81	(13)
北 九 州 市	99.8 %	(17)	0.71	(17)
福 岡 市	94.0 %	(6)	0.85	(11)

(注)この表は8月末時点の**暫定値**です。()は19市の中での順位です。なお、「経常収支比率」は数値の低い方から、「財政力指数」は数値の高い方からの順位になります。

用語の解説

「**財政力指数**」…基準財政収入額が基準財政需要額に比べてどれくらいの規模であるかを表しています。財政力指数は大きいほど財源に余裕があるとされ、単年度で「1」を超えると普通交付税が交付されないいわゆる不交付団体となります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3か年平均}$$

「**基準財政収入額**」…普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

「**基準財政需要額**」…普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

(参考)平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

横浜市の平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりです。

(単位：%)

		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
横浜市	平成 20 年度	—	—	20.2	261.1	(該当会計なし) —
	平成 21 年度	—	—	19.1	255.2	(該当会計なし) —
早期健全化基準		(11.25)	(16.25)	(25.0)	(400.0)	
財政再生基準		(20.00)	(40.00)	(35.0)		
経営健全化基準						各会計20.0%

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」と表記します。

各健全化判断比率の内容は、次のとおりです。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率(3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率

⑤資金不足比率(公営企業会計ごとに算出)

資金不足額の事業の規模に対する比率

用語の解説

「早期健全化基準」…上記①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

「財政再生基準」…上記①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

「経営健全化基準」…公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。なお、対象となる会計は、水道事業会計、高速鉄道事業会計など 12 会計です。

「一般会計等」…一般会計に母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計など 7 会計を加えたものです。

「標準財政規模」…地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すものです。